

水道部ニュース

田浦浄水場管理棟建設工事に着手

水道部では、東南海・南海地震対策の一環として、田浦浄水場の耐震整備を進めています。本年1月に着水井・浄水池一体型を、5月には第1資材倉庫を完成させ、このほど管理棟建設工事に着手しました。

【管理棟の構造・規模】地上2階建、鉄筋コンクリート造、床面積1012m²

管理棟には、取水・送水を制御する監視室の他、水質試験室、器材室、事務室、宿直室等を配置し、屋上には太陽光発電用パネル(20kW)を設置します。完成まで、おおよそ1年かかる予定です。

誤った違法な接続・配管をしていませんか?

給水装置を行う場合は、水道部への届出が必要です。

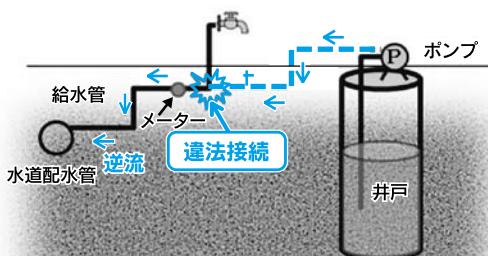
次のような配管をされている場合は、汚染された水が水道本管に混入される場合があり、重大な水質事故を起こしかねません。逆流防止弁を設置していくで

給水装置とは

公道に埋設された配水管より分岐し、宅地まで引き込まれた「給水管」といいます。水道使用者の皆様が工事費を負担して設

井戸など他の設備との接続は違法

水道法第16条、同法施行令第5条の規定



も違法ですので速やかに改善を要します。心あたりの方は、水道部(☎32・6188)までご連絡ください。

置し、維持管理するものです。給水装置の設置または変更の工事は、小松島市に登録された給水装置事業者以外はできません。必ず、指定給水装置工事業者を通じて水道部までお申しつきください。
(業者／水道部ホームページに掲載)

水道管にも冬支度

寒さが厳しくなる12月下旬から2月にかけて水道管の凍結事故が起りやすくなりますので、早めに準備を済ませましょう。

むき出しになつている水道管は、保温材(布きれ、毛布など)を巻き、ぬれないよう上からビニールテープをすき間なく巻いて保温してください。



※申請は改修工事後、3ヶ月以内に!!

既存住宅の改修工事が対象

既存住宅の改修工事に係る固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前に建築された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、申請により一定期間固定資産税額が2分の1減額(1戸当たり120m²相当分まで)になります。

◎減額期間

工事完了時期	減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年度分
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年度分
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年度分

バリアフリー改修工事に係る固定資産税の減額措置

高齢者等が居住する、平成19年1月1日以前に建築した住宅に一定のバリアフリー改修工事を行った場合(平成19年4月1日～平成22年3月31日までの間)、申請により翌年度分の固定資産税額が3分の1減額(1戸当たり100m²相当分まで)になります。

◎居住要件

次のいずれかの方が居住すること

- ① 65歳以上の方
- ② 介護保険において、要介護認定または要支援認定を受けている方

◎障がいのある方

次のいずれかの方が居住すること

- ① 65歳以上の方
- ② 介護保険において、要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③ 障がいのある方

固定資産税の減額についてのお知らせ